資料編

- 1. 燕・弥彦地域公共交通網形成計画の概要
- 2. 燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱
- 3. 燕・弥彦地域公共交通会議委員名簿
- 4. 計画策定の経過
- 5. 用語解説

1. 燕・弥彦地域公共交通網形成計画の概要

【地域公共交通を取り巻く課題】

【課題1】

生活拠点間の移動を円滑にする交通ネット ワークの確保

- 鉄道、民間路線バス、コミュニティバス間の 結節機能や利用環境の充実が必要。
- 圏域住民が円滑に移動でき、安全・安心に生活することができるような交通ネットワークの確保が必要。
- ●県央基幹病院の開院に伴う県央地区医療機関等の再編に対応したバス路線等の見直しが必要。

【課題2】

若年層・高齢者等の移動手段の確保

- ●家族の送迎等に頼らない移動手段が必要。
- 通勤・通学、通院の時間帯といった状況に合わせた移動手段が必要。
- 圏域住民の意向を把握しながら交通網の形成 が必要。

【課題3】

公共交通の利用促進

- 鉄道や路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等といった公共交通の利用方法の周知が必要。
- 交通機関間の乗り継ぎや待ち環境の整備が必要
- 日常生活、観光目的等の双方が利用できる公 共交通が必要。

【課題4】

地域公共交通の持続可能性の向上

- 将来的な公共交通の利用ニーズの高まりへの 対応が必要。
- 現在の運行体制を見直し、適切な運行体系の 検証が必要。

【基本目標・方針・施策】

基本目標 安心して暮らし続けることができる圏域を実現する公共交通網の形成

【方針1】圏域を一体化する交通ネットワークの形成

- 圏域住民にとって質の高い生活を維持するために、生活機能を享受できる拠点等を結び、圏域外への広域的な移動も視野に入れ、圏域を一体化する公共交通ネットワークの形成を目指します。
- ●燕・弥彦地域のまちづくりの方向性を踏まえ、圏域の主要な拠点を交通結節点として充実させ、移動の利便性や快適性の向上を図ります。

【方針2】圏域住民の生活の質を高める公共交通サービスの充実

- 少子高齢化が進展する中で、この圏域で暮らし続けることができるようにする ため、本圏域全体の結びつきやネットワーク化を図り、公共交通サービス全体 の充実を目指します。
- ●地域住民の日常生活における移動手段として定着しているコミュニティバス・デマンド交通について、運行内容の見直し等を通じて、圏域住民の移動の利便性向上を図ります。

【方針3】公共交通の利用促進に向けた交通利用環境の充実

- 公共交通を利用しやすくするため、情報提供、交通結節点における乗継等の機能性の充実、バス乗り場等の環境整備等の充実を図ります。
- モビリティマネジメント等を実施し、圏域住民に対する公共交通の利用に関する意識の醸成につなげていきます。

【方針4】圏域の特性と連携した公共交通の充実

- 観光振興施策、産業振興施策との連携・一体化を図り、まちづくり施策と連動 した公共交通の充実を目指します。
- ●観光資源を生かし、観光交通としても利用できる公共交通を構築し、利用者確保および生活交通のサービス水準の充実を図ります。
- 通勤等の交通手段として使える交通サービスの提供等の産業振興を支える視点 を交え、公共交通の充実及び安定化を目指します。

【方針5】多様な主体と連携した持続可能性の高い公共交通ネットワークの確保

●公共交通を将来にわたり維持し続けるため、地域住民・交通事業者・行政等の 多様な主体の適正な役割分担のもと、地域の特性に合った、みんなで支える持 続可能な交通手段の確保を目指します。

【施策1】

- 1.1 交通結節機能の整備
- 1.2 路線バスの見直し推進
- 1.3 高速バスの利便性向上
- 1.4 鉄道の利便性向上

【施策2】

- 2.1 コミュニティバス スワロー号、やひこ号の 運行再編
- 2.2 コミュニティバスの新規路線開設の推進
- 2.3 デマンド交通おでかけきららん号の運行見直し

【施策3】

- 3.1 バス利用における環境改善
- 3.2 パークアンドライドの利用促進
- 3.3 公共交通の利用に関する情報提供
- 3.4 モビリティマネジメントの推進
- 3.5 鉄道駅の利便性向上

【施策4】

- 4.1 交流人口拡大のための交通手段の充実
- 4.2 工業団地等へ通勤利用できる交通手段の 調査・研究

【施策5】

- 5.1 多様な主体が参画する公共交通の調査・研究
- 5.2 コミュニティバス等への協賛
- 5.3 多様なサービスと組み合わせた交通サービス の充実
- 5.4 利用料金の見直し検討

2. 燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、燕・弥彦地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)とする。

(設置)

第2条 交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。 以下「法」という。)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、燕市及び弥 彦村(以下「地域」という。)における地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成 及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保 その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した運輸サービスの実現に必要とな る事項を協議するため設置する。

(事務所)

第3条 交通会議の事務所は、燕市吉田西太田1934番地燕市役所内に置く。

(協議事項等)

- 第4条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 計画の実施に関すること。
 - (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
 - (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
 - (5) 交通会議の運営に関すること。
 - (6) その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

- 第5条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 交通会議に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監査員 2人
- 3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。 (任期)
- 第6条 委員の任期は、次のとおりとする。
 - (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
 - (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第7条 会長は、燕市長をもって充てる。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 (副会長)
- 第8条 副会長は、弥彦村長及び学識経験者をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。
- 3 前項の規定により会長の職務を代理する副会長は、弥彦村長とする。 (監査員)
- 第9条 監査員は、会長が委員の中から指名する。
- 2 監査員は、交通会議の会計監査を行う。
- 3 監査員は、会計監査の結果を交通会議の会議(以下「会議」という。) において報告 する。

(事務局)

- 第10条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市都市整備部都市計画 課内に事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長を置き、燕市都市整備部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、燕市都市整備部都市計画課職員をもって充てる。 (会議運営等)
- 第11条 会議は会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることと し、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席を もって当該委員の出席とみなす。
- 4 交通会議の決議の方法は、会議に出席した委員の総意で決定することとする。
- 5 交通会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議は公開で行うとともに、交通会議に関する情報は燕市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

- 第12条 交通会議は、計画の実施等に当たり、分科会を設置することができる。
- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (経費)
- 第13条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 (財務に関する事項)
- 第14条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し 必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金)

- 第15条 委員は、会議に出席したときは謝金を受けることができる。
- 2 謝金を受けることができる対象委員及び支給額は、次に定めるものとする。
 - (1) 学識経験者 日額 15,000円以内
 - (2) 地域公共交通の利用者 日額 5,000円 (交通会議の解散等)
- 第16条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清 算する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この告示は、平成30年4月5日から施行する。 附 則

この告示は、令和3年5月14日から施行する。

別表(第5条関係)

(略)

3. 燕・弥彦地域公共交通会議委員名簿(令和5年9月)

No.		団体名	役職名	氏 名
1	会長	燕市	市長	鈴 木 力
2	副会長	弥彦村	村長	本間芳之
3	副会長	新潟大学	准教授	藤堂史明
4	委員	国土交通省北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長	新倉孝礼
5	委員	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	山田一輝
6	委員	新潟県燕警察署	署長	清水文宏
7	委員	新潟県西蒲警察署	署長	岡崎信彦
8	委員	新潟県三条地域振興局	地域振興監	江川 裕子
9	委員	東日本旅客鉄道㈱	燕三条駅長	高橋 智義
10	委員	一般財団法人新潟県地域医療推進機構 (新潟県立燕労災病院指定管理者)	事務部長	間 道夫
11	委員	新潟県立吉田病院	事務長	波多野孝
12	委員	地域公共交通の利用者 (燕市)		若 林 與 一
13	委員	地域公共交通の利用者 (燕市)		竹 井 満喜子
14	委員	地域公共交通の利用者 (燕市)		楡 井 フサ子
15	委員	地域公共交通の利用者(弥彦村)		横山繁子
16	委員	地域公共交通の利用者(弥彦村)		武 石 進
17	委員	公益社団法人新潟県バス協会	専務理事	橋本俊二
18	委員	日本労働組合総連合会新潟県連合会 県央地域協議会	事務局長	山田浩之
19	委員	三条市	市民部環境課長	五十嵐 康之
20	委員	燕市観光協会	会 長	山崎悦次
21	委員	弥彦村観光協会	会 長	河村 信之
22	委員	新潟交通観光バス㈱潟東営業所	所長	中川淳

No.		団体名	役職名	氏 名
23	委員	越後交通㈱三条営業所	所 長	安田 司
24	委員	越佐観光バス(株)	代表取締役	佐藤洋一
25	委員	ウエスト観光バス(株)	代表取締役	小林大輔
26	委員	㈱燕タクシー	代表取締役	大島勉
27	委員	㈱中央タクシー	代表取締役	阿 部 傳
28	委員	中越交通㈱	代表取締役	川本高志
29	委員	まきタクシー(有)	代表取締役	青柳大
30	委員	地蔵堂タクシー(有)	代表取締役	中村晴一
31	委員	弥彦タクシー(株)	代表取締役	星山洋一
32	委員	燕市	企画財政部長	春木直幸
33	委員	燕市	市民生活部長	前山 正則
34	委員	燕市	産業振興部長	若 井 直 樹
35	委員	燕市	健康福祉部長	原田幸治
36	委員	燕市	教育委員会 教育次長	岡 部 清 美
37	委員	弥彦村	総務部長	志 田 馨
38	委員	弥彦村	産業部長	高橋 信弘
39	委員	弥彦村	こども教育課長	富田憲

4. 計画策定の経過

期日	内容				
2018年(平成 30 年	E)				
	平成 30 年度第 1 回 燕・弥彦地域公共交通会議				
4月5日(木)	●燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱の改正について承認(地域公共交				
7 7 3 D (N)	通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会化)				
	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画の策定に向けた概要説明				
6月28日(木)	平成 30 年度第 2 回 燕・弥彦地域公共交通会議				
	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画策定業務委託について報告				
	平成30年度第3回 燕・弥彦地域公共交通会議				
10月26日(金)	●燕・弥彦地域公共交通に関するアンケート調査結果について報告				
	●燕・弥彦地域公共交通の課題整理と基本目標・基本方針(案)につい				
	て協議				
11月22日(木)	平成 30 年度第 4 回 燕・弥彦地域公共交通会議				
11月22日(水)	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(素案)について協議				
10 0 17 0 (0)	弥彦村議会議員懇談会				
12月17日(月)	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(素案)について説明				
	平成 30 年度第 5 回 燕・弥彦地域公共交通会議				
12月20日(木)	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(修正素案)について協議				
12月21日(金)	 ●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(素案)について説明				
12月21日(金)					
}	 燕市及び弥彦村においてパブリックコメントの実施				
1月10日(木)					
2019 年(平成 31 年	E)				
2865 (4)	平成 30 年度第 7 回 燕・弥彦地域公共交通会議				
2月6日(水)	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(案)について協議				
	燕市議会議員協議会				
2月22日(金)	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(案)について説明				
	弥彦村議会全員協議会				
3月8日(金)	 ●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(案)について説明				
2023 年 (令和 5 年)					
	令和5年第2回燕・弥彦地域公共交通会議				
9月25日(月)	●燕・弥彦地域公共交通網形成計画(修正案)について協議				

5. 用語解説

5. 用普解說						
50 音	No.	用語	解 説	ページ		
か行	1	交通結節点	人や物の輸送において、同種あるいは異種の複数の交 通手段の接続(交通機関の乗り換え・乗り継ぎ)が行 われる場所のこと。	9		
	2	コミュニティバス	主に自治体が主体になって、住民福祉の向上を図るため、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じたまちの活性化等を目的として運行するバス交通のこと。	21		
さ行	3	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業 によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担し てもらうこと。	71		
た行	4	地域公共交通	主に地域住民の日常生活における地域内を移動するための鉄道・バス・タクシー等といった公共交通機関のこと。	1		
	5	地域公共交通の活性 化及び再生に関する 法律	「交通基本法」の理念に基づき、地方公共団体が中心 となり、まちづくりと連携した公共交通ネットワーク を形成することを定めている法律。	1		
	6	デマンド交通	利用者からの事前予約により、自宅等から運行エリア内の希望する乗降場所(目的地)まで運行する乗り合い型の交通サービスのこと。同じ時間帯に予約した複数の利用者を経由して乗り合い、それぞれの目的地まで運行する。デマンドとは「要望」の意味。	1		
は行	7	バリアフリー	高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁 (バリア)となるものを取り除くこと。	60		
	8	パークアンドライド	都市部の道路混雑を緩和するためや公共交通の利用促進を図るため、駅や都市郊外の駐車場に自動車を駐車し、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう交通形態のこと。	69		
	9	PDCA サイクル	計画(Plan)を実施(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのこと。	73		
	10	平均乗車密度	バスの起点から終点まで、乗車している人数の平均値のこと。	20		
ま行	11	モータリゼーション	自家用車が一般市民・家庭に普及すること。	1		
	12	モビリティマネジメ ント	過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す取組みの こと。	57		

※ページについては、用語の初出のページを表示

燕•弥彦地域公共交通網形成計画

2019年3月策定 2023年9月改訂

編集・発行 燕・弥彦地域公共交通会議

燕市都市整備部都市計画課弥彦村総務課